

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
広島支部求職者支援課長

令和8年5月（※）開講分の求職者支援訓練の認定申請受付について

標記について、下記のとおり申請受付を行います。

なお、記1の通り選定を行いますので、申請の際はご留意ください。

※介護員養成研修（介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修）の訓練コースについては、6月開講分の認定申請を下記の通り受け付けます。

記

1 地域、コース・系、認定規模（合計 125人）

（1）西部地域（80人）

コース・系	認定規模
基礎コース	15人
実践コース（介護福祉系）	15人 (東、北、南部と共に)
実践コース（医療事務系）	15人 (東、北、南部と共に)
実践コース（デジタル系）	20人
IT	一人
デザイン（WEB）	一人
実践コース（営業販売事務分野等）	15人

（2）東部、北部、南部地域（45人）

コース・系	認定規模
基礎コース	15人
実践コース（介護福祉系）	一人 (西部と共に)
実践コース（医療事務系）	一人 (西部と共に)
実践コース（デジタル系）	15人
IT	一人
デザイン（WEB）	一人
実践コース（営業販売事務分野等）	15人

- 以下の振替が可能です。
- 「デジタル系」のITとデザイン（WEB）間の振替
- 認定規模を超える申請があった場合、「求職者支援訓練の選定方法」に基づき選定を行います。
- 申請コースは1コースまでとします。また1コースあたりの定員は10～30名で設定してください。

2 新規参入枠（上記 1 の内数）

5月（※）開講分	35人（うち基礎20人、実践15人）
----------	--------------------

※介護員養成研修（介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修）の訓練コースについては、6月開講分

3 eラーニングコース（※）の制限

5月開講分	10人
-------	-----

※eラーニングコースとは通所割合が20%以下の訓練が対象です。

- ・制限数を越えて申請できません。

4 地域ニーズ枠

5月（※）開講分	基礎30人
----------	-------

※地域ニーズ枠（ものづくり分野：電気関連、金属関連、機械関連、建設関連分野）として申請する場合は認定様式15号に地域ニーズ枠の対象である理由を明記してください。

- ・4月の申請状況により、募集人数が変動する可能性がありますのでご了承ください。

5 認定申請受付スケジュール

- ・「令和8年度求職者支援訓練 認定申請受付スケジュール」をご確認ください。
- ・介護員養成研修（介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修）の訓練コースを設定する場合は、機構の認定後に広島県への指定申請が必要であり、指定日翌日以降の募集開始となります。従って、当該コースに限り認定申請受付スケジュールが他のコースと異なります。

6 コース日程表

- ・「令和8年度開講求職者支援訓練コース日程表」をご確認ください。
- ・介護員養成研修（介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修）の訓練コースについては、「令和8年度開講求職者支援訓練コース日程表（介護コース）」をご確認ください。
- ・訓練開始日は任意の日としますが、募集開始日、ハローワーク来所日等の日程の設定については、コース日程表で定める日としてください。
- ・ハローワーク来所日が複数コースで重複している場合、ハローワークでの円滑な窓口対応のため来所日の変更を依頼する場合があります。また、来所日が訓練実施機関の訓練休（お盆休み等）にあたる場合は、必要事項の確認が行えないことがあるため、来所日の変更をお願いする場合があります。
- ・託児サービス対応訓練を申請する場合は、要件確認書類の確認等に日数を要することから、募集終了日を原則2日前倒しで設定いただくことが想定されますので、ご留意ください。

7 事前相談及び申請受付に関する留意事項

- ・来所される場合は土、日、祝日を除く、原則として9:00～11:30及び13:00～16:30とし、事前の連絡をお願いします。
- ・事前相談では、認定様式第4号、5号、6号、7号、13号、14号を確認します。
- ・申請は持参、郵送又はメールでの受付とし、受付期間最終日の受付時間までに当支部到着分（必着）とします。郵送での申請は、簡易書留等の受け取り確認ができる方法に限ります。メールでの受付については当支部ホームページに掲載している、別添2及び別添3をご確認ください。
- ・申請書は支部で確認を行い、補正等をお願いする場合があります。期限までに補正が完了しない場合は認定できない可能性がありますので、余裕を持った日程で申請を頂くようお願いします。また、複数人で確認を行っているため、補正後であっても再度の補正等を依頼する場合があります。
- ・以下のような場合は、必ず事前相談期間に上記申請書類を提出のうえご相談をお願いします。
 - ① 初めて広島県で申請をする場合
 - ② 過去1年以上訓練の申請をしていない訓練機関が申請をする場合
 - ③ 実績のある訓練機関が従来とは異なる訓練分野の申請をする場合

8 その他

- ・認定申請の詳細については、「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項（令和7年7月1日以降に申請する訓練科から適用）」または「求職者支援訓練（eラーニングコース）の認定申請書を提出するに当たっての留意事項（令和7年7月1日以降に申請する訓練科から適用）」をご参照ください。なお、申請様式についても最新のものをご使用ください。
- ・eラーニングコースで対面指導を実施する日は、土日祝を除く平日で計画するようしてください。
- ・令和8年度予算成立前であり、今後的情勢次第では変更があり得る可能性があります。

【問合せ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

広島支部求職者支援課認定・指導係

E-mail:hiroshima-qsyoku@jeed.go.jp

TEL:082-248-1346 FAX:082-241-4734